

衆院選での与党大敗で、財務省が大胆な改革へ？ 次なる変革に備えよ

10月27日に執り行われた衆議院議員総選挙では、政府の中核をなす与党が大きく議席を減らすこととなりました。今後、党内外からの強い風を受けて、政権運営が不安定となることは確実で、当面は「政治が弱い」局面が続くことが予想されます。

そのなかで、選挙期間中に財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会（財政制度分科会）が開かれ、財政健全化の立場から次年度予算への提言を行う「秋の建議」に向けた議論がスタートしました。我が国の財政へ大きな影響を及ぼす社会保障分野についても、早々に厳しい意見があげられています。同建議は11月中にもとりまとめられるとされており、そのスピード感と前述の政治事情を思えば、ある意味で財務省もより大胆な改革案に踏み込むチャンスであると捉え、圧力を高めてくる可能性があります。

そのようななかで私たち介護事業者は、これまで以上に各府省庁の動向をウォッチし、政策の向かう先を読み取った上で、適切な予防線を張りめぐらせていかなければなりません。情報の重要性には何度も本誌で触れてきましたが、今後はますますその鮮度と密度が重要となってきます。

今回のWELVISIONでは、そうした財務省や厚生労働省の動きを中心に構成しています。介護報酬改定等、直接の制度変更がないこの時期にこそ、多くのヒントがちりばめられた議論が展開されています。ぜひ読者の皆さまには、本誌を通じてそうした「政策の流れ」を読み取っていただき、次なる変革に備えていただきたいと思います。願ってやみません。

シムウェルマン株式会社

代表取締役 飯村 芳樹

CONTENTS

02

現役世代の負担増から、物価高・賃上げへの保険給付対応を問題視

04

お祝いの金の禁止や違約金の明示等、職業紹介事業者への規制強化を決定

05

経営改善や人材確保等、訪問介護への支援策を報告

- 外国人介護人材確保に向け、知見の共有や海外への働きかけ、定着促進に注力
- 介護福祉士資格のパート合格に係る報告書を取りまとめ

他

COLUMN

衆院選で与党が大敗…
乱れる政権運営に介護現場からエビデンスを示すべき

現役世代の負担増から、物価高・賃上げへの保険給付対応を問題視

財政制度等審議会

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会(財政審)は10月16日に財政制度分科会を開き、11月中にも見込まれる「秋の建議」のとりまとめに向けた議論をスタートしました。

当日のテーマは、「財政総論」。資料では、経済の新たなステージに向けた課題や今後の財政運営の在り方について扱っています。

このなかで、2024年の春闘における賃上げ率が過去30年で最大となったことや6月の実質賃金が2年3か月振りにプラス転化したこと等に触れ、「今後、物価上昇を上回る賃金上昇が定着し、それによって消費支出が増加することが期待される」と記載。消費者物価上昇率は2%を上回って推移し、GDPデフレーターについても2%を超える水準が継続するも、食料品等の価格上昇率はピークアウトしていると分析した上で、「2024年度は、高水準の賃上げや堅調な企業収益、各種政策効果に支えられ、消費が回復するとともに、設備投資が増加し、民需主導の形で成長が継続する見込み」であるとし、この間のコロナ禍や災害への対応等を踏まえながら、「今後、想定外の有事が発生した場合であっても、財政に対する信認を確保しながら必要となる財政措置を講じることができるよう、公債等残高対GDP比を安定的に引き下げることで、財政余力を確保し、『財政の強靱化』を進めていくことが重要」としました。

その点から、債務残高対GDP比の安定的な引下げには、フロー収支の改善(プライマリーバランス(PB)の黒字化)を目指すことが必要であると指摘。骨太の方針2024で掲げた通り、規律ある「歳出の目安」の下で歳出改革の取組を継続し、2025年度PB黒字化目標の達成に向けて取り組むとともに、その後もその取組の進捗・成果を後戻りさせてはならないとしています。

その上で、物価上昇局面では政府支出においても物価高・資材高騰への対応を求める声が増加することを視野に入れつつも、社会保障分野においては高齢化等により給付費が雇用者報酬を上回って増加しており、保険料率が上昇していることに加えて物価・賃金の伸びを給付に反映した場合、ますますの保険料率の上昇につながることから、「現役世代の負担が更に増加(可処分所得が減少)することにも留意が必要」として、保険給付による対応を問題視する構えを見せました。

財政審では、同分科会を通じて今後も急ピッチで課題ごとの提言をとりまとめ、来年度予算編成に向けた建議の策定に進む予定です。

外国人介護人材確保に向け、知見の共有や海外への働きかけ、定着促進に注力

厚生労働省

厚生労働省は8月26日、第2回となる「国際戦略推進本部」を開催。国際保健(グローバルヘルス)に積極的に関与して取り組みを進める方針として「国際保健ビジョン」をとりまとめ、ホームページ上に公開しました。

その趣旨・目的として厚生労働省は、国際保健の取り組みを進めることは、国内の課題解決にもつながると強調。パンデミックや医薬品開発、医療人材の育成・確保、気候変動への対応など国際連携が不可欠となるなかで、国内における保健・医療・介護分野における様々な改革を進める際にも、国際的な連携を行うことの意義が増しているとして、「厚生労働省が従来の内向きの視座を超えて、国際保健に取り組む必要がある」とし、日本の知見の国際社会への還元や、アジア諸国をはじめとしたインド太平洋地域などへのデジタル化等の革新技術の活用等を進めていくとしています。

複数掲げられた政策目標のうち、特に介護分野に関わるの深いものでは、「循環型高齢者保健戦略：外国介護労働者政策・介護事業者国際展開支援」を挙げています。ここでは「高齢化は世界共通の課題であり、特に、これから本格的な高齢化に直面していくアジア諸国を中心に、持続可能な高齢者保健システムの確立と強化が求められる」とする一方、「足下では、将来にわたり必要な介護サービスを安心して受けられるよう、担い手を確保することが重要な課題となっている」と記載。以下のような取り組みを進めていくとしました。

（介護サービス等に関する知見の共有）

- ✓ 高齢者保健分野に関する国際的な議論への積極的な貢献を通じた質の高い介護サービス（認知症ケア等）等に関する知見の共有と国際的な理解推進
- ✓ 要介護認定率と健康づくり・介護予防の取組等の関係性に係るエビデンスの収集・整理、健康寿命の延伸と介護費用との関係性の精査などを発信することによる活力ある健康長寿社会の実現
- ✓ 介護分野における日本の国際的な信頼を高め、我が国の介護を学びたいという外国人介護人材の受入れや、国内の介護事業者の国際展開につなげる

（海外現地への働きかけの強化）

- ✓ 政府機関、地方自治体、学識経験者、介護事業者等有識者の参画を得て、外国人介護人材の獲得力強化に関する包括的・戦略的な対応の方向性を検討（各国の事情に応じて、日本への送出しルートを確立、特にインド等については経済発展や地域・対象層等に応じた、アジア諸国への募集アプローチを検討）
※ベトナム・フィリピン等では地方部での募集など工夫、ミャンマーは親日的環境から増加傾向、ネパールやスリランカでも受入れが見込まれるほか、インドネシアやインドは人口規模から今後の拡大を期待
- ✓ 試験地や試験環境などの検討とともに、現地説明会の開催により介護分野での就労機会や日本の介護の考え方を積極的にPRする等情報発信を強化
- ✓ 海外現地の教育機関等との関係構築・連携強化や、現地説明会による採用・広報活動など、海外展開に積極的に取り組む介護事業者を支援
- ✓ やむを得ず帰国した方が現地の介護産業で就労するなどの帰国後に係るキャリアを見える化
- ✓ 日本の介護技術を標準化してアジア諸国で普及する取組等の支援を検討するとともに、資格の相互承認も含めた課題等を整理

（日本での定着支援の促進）

- ✓ 外国人介護人材が日本で安心して働けるよう、受入事業者による就労・生活環境の整備を支援するとともに、多様な業務を経験し、キャリアアップに繋がるようにすることで、日本で長期間就労する魅力の向上を図る（例えば、訪問系サービスへの従事に当たって受入事業者によりキャリアアップ計画の作成を求めことや、初任者研修、実務者研修を受講しやすい環境整備など）
- ✓ 技能実習制度等で来日する外国人が、マイナ保険証によるより良い医療の提供などのメリットを早期に享受できるよう、監理団体などの関係機関による、入国後速やかなマイナンバーカードの取得支援を徹底
- ✓ 介護福祉士国家資格の取得に向けた全国での試験対策講座の開催など学習支援の実施、介護福祉士国家試験のパート合格の導入の検討
- ✓ 国内の介護事業者に対し、人材獲得のために積極的に海外展開を行う事業者の事例や、新興国からの外国人介護人材の受入れのイメージを持てるよう情報発信

これらについて厚生労働省は、▽介護の国際規格については既存の有識者委員会等を通じて議論に関与していくこと、▽介護予防の取組等の成果については今年度も引き続き調査研究を行うこと、▽有識者による外国人介護人材の獲得力強化に関する対応の方向性については今年度中に検討を開始すること、▽介護福祉士国家試験のパート合格導入については今夏を目途にとりまとめ（9月24日に公表済）を行うこととしています。

お祝い金の禁止や違約金の明示等、職業紹介事業者への規制強化を決定

厚生労働省・職業安定分科会

厚生労働省は9月27日に労働政策審議会職業安定分科会を開催、規制改革推進会議の指摘を受け、これまで検討を続けてきた有料職業紹介事業者等への規制強化に係る事項について正式な案を提出、了承されました。

今回示されたのは、「職業安定法施行規則の一部を改正する省令案について」と「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件(案)について」です。

前者では、有料職業紹介事業者はインターネットを利用して、その時点における手数料に関する事項を提供しなければならないとされているところ、取り扱う職種ごとの常用就職1件当たりに係る平均手数料率の実績をこれに含めることとすることが決められました。

また後者では、▽募集情報等提供事業者が求職者に対し、お祝い金等の名目で社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭等を提供することによって当該事業の利用を勧奨してはならないこととともに、▽職業紹介事業、募集情報等提供事業の利用に関連して生じる違約金等について、発生条件や契約の内容等についてあらかじめ求人者に対し明示することが定められています。これらについては、いずれも来年度より施行されます。

報酬改定の効果検証に係る調査票案を整理

厚生労働省・専門委員会

厚生労働省は8月28日、社会保障審議会・介護給付費分科会の介護報酬改定検証・研究委員会を開催、令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和6年度調査)の調査票等について審議しました。

今回行われるのは、▽(1)高齢者施設等と医療機関の連携体制等にかかる調査研究事業、▽(2)福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業、▽(3)リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組に関する調査研究事業、▽(4)地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供のあり方に関する調査研究事業の4本です。

このうち(1)については、令和6年度介護報酬改定において、施設・居住系サービスに対して協力医療機関を定め、医療・介護の連携を強化することが義務付けられたことを踏まえ、さらなる検討のための基礎資料となる重要な調査と位置づけられています。

調査項目としてあげられたのは、基本情報のほか、▽協力医療機関との連携状況(協力医療機関の定め状況やその詳細、急変時の対応状況、関連加算の取組状況、電子的システムによる情報連携等)、▽要件を満たす協力医療機関を定めていない場合の取組状況等(進捗状況、課題)、▽急変等により入院を要した方の対応等(入院要否の判断、往診の有無、入院先、救急搬送の有無等)、▽感染症の対応を行う医療機関との連携(コロナ対応、関連加算の取組状況、第二種協定指定医療機関との感染症発生時等の対応体制等)となっています。

今後、これらの調査票について社会保障審議会・介護給付費分科会で決定後、すみやかに調査を実施、集計・分析・検証を経て、来年3月頃の審議会・委員会で評価と議論を行う予定としています。

経営改善や人材確保等、訪問介護への支援策を報告

厚生労働省・介護給付費分科会

厚生労働省は9月12日に、社会保障審議会・介護給付費分科会を開催しました。この日の議題は8月28日の介護報酬改定検証・研究委員会で審議した「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和6年度調査)の調査票等について」の確認と、「訪問介護事業への支援について」の報告の2本。後者では、令和6年度介護報酬改定で基本報酬単価が引き下げられたことへの反発が依然として強いことから、令和7年度予算(概算要求)において支援措置を図る旨が示されました。

事務局が提出した資料では、令和5年度の有効求人倍率を比べると、施設介護員は3.24%だったのに対し、訪問介護員は14.14倍と著しく厳しい状況にあることを報告。一方で離職率については介護職員全体の13.6%に対し訪問介護員は11.8%と低くなっており、引き続き入職を促していくことが重要であるとししました。

そのため今回の支援策では、▽訪問介護事業所への就業希望者が少ない理由として考えられることの最も顕著なものは「一人で利用者宅に訪問してケアを提供することに対する不安が大きい」(85.3%)とされていること、そして▽令和5年、令和6年の3月及び6月の訪問介護事業所の廃止状況(令和5・6年の3月の廃止事業所:339→376、令和5・6年の6月の廃止事業所:119→133)を踏まえ、以下の経費を新に計上するとししました。

○訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)97億円の内数)

- ✓ 地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、特に小規模な訪問介護等事業者が行う人材確保に向けた研修体系の整備のほか、ヘルパーへの同行支援に係るかかり増し経費や経営改善に向けた取組などを支援。

○介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)97億円の内数)

- ✓ 都道府県の介護保険部局が主体となって、地域の介護分野の業界団体のほか、都道府県労働局や都道府県福祉人材センター等が連携した介護人材確保のための協議会を設置。管内各地域において、ハローワークや介護事業所等が協力して行う職場説明会、職場見学会・体験会などを実施する取組を推進。

○ホームヘルパーの魅力発信のための広報事業

(5,800万円)

- ✓ ヘルパーの仕事のやりがいや実際のケアのイメージなど仕事の魅力について、学生をはじめ、介護業界を新たに目指す人や介護現場で働いた経験のある人などに広く周知するために、ヘルパーに関する広報事業を実施し、ヘルパーの人材確保を促進。

その他、処遇改善加算の更なる取得促進と、令和6年度報酬改定で新設・拡充した各種加算(口腔連携強化加算・認知症専門ケア加算・特定事業所加算)の活用を促すことで増収を図っていくとし、特に全体の43%にも及ぶ「旧介護職員等特定処遇改善加算を取得せず、旧介護職員処遇改善加算を取得していた事業所」及び加算未取得の事業所では、介護職員等処遇改善加算への移行に伴い、令和6年6月時点で増収効果が想定されとする見解を示しました。

これらに対して出席した委員からは、訪問介護への介護報酬の即時引き上げを求める声や、「長年続けてきた魅力発信事業の効果を検証すべきではないか」「介護職員等処遇改善加算の算定要件を大きく見直すべきではないか(職場環境等要件を課す必要があるか)」等の厳しい意見が寄せられました。

介護福祉士資格のパート合格に係る報告書を取りまとめ

厚生労働省

厚生労働省は9月11日に第3回となる「介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会」を開き、報告書の案を取りまとめた上で、9月24日にホームページ上に公表しました。

これまで同検討会では、その重要性和反して介護福祉士国家試験を受験する者が徐々に減少しており、介護現場で働きながら資格取得を目指す状況にある実務経験ルートでの受験者については就労と試験に向けた学習の両立が課題であることや、外国人介護人材にとっても限られた受験機会の中で就労と国家試験受験に向けた学習の両立は課題であること等を鑑み、パート合格の導入がより受験しやすい仕組みにつながるとの見解から議論を重ねてきたところ、今回、「パート合格導入に向けて、介護福祉士の質や国家試験の水準を落とすことなく、介護福祉士を目指す方たちの学習と受験を一層後押しする国家試験の在り方等を検討し、提言の内容を整理した」として、以下のように取りまとめています。

<パート合格導入の考え方>

- ✓ 受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入を検討することが必要。
- ✓ 国家試験をいくつかのパートに分け、一定の合格水準に達したパートについて、翌年度の試験において当該パートの受験を免除する「パート合格」を導入することが適当である。
- ✓ パート合格は、その導入により、例えば、初年度に不合格パートがあった者について、次年度は不合格パートの学習に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となり、より受験しやすい仕組みとなる。
- ✓ 国家試験は介護福祉士としての知識及び技能を担保するものであるため、パート合格の導入によって、介護福祉士の知識及び技能の水準が維持できず、介護サービスの質が低下するものであってはならない。

<受験方法>

- ✓ 1日間で全パートの試験を実施し、初受験時は全員が全パートを受験する。
- ✓ 再受験時には、不合格パートについては、受験を必須とすることが適当である。既にパート合格したパートを受験するか否かは受験者の希望制とし、不合格パートのみを受験するか全パートを受験するかのいずれかの選択を受験者に求めることが適当である。

<分割パターン>

- ✓ 受験のための学習への取り組み易さを確保しつつ、受験者の利便性・運営面の負担も考慮する観点から、再受験のための学習時に注力すべき科目の特定が容易であると考えられる▽知識と技術のパート、▽身体構造や機能、介護の対象者が抱える疾病や障害の理解を問うパート、▽それらの知識・技術を特定の支援場面や事例において適用する「介護過程」と「総合問題」のパートの分割パターンの考え方による3分割が適当である。

<合格基準等>

- ✓ 合格基準は、万が一にも合否の判定に誤りがあってはならず、運営の視点からも複雑すぎないものとする必要性を考慮すべき。
- ✓ 全科目に対する合格基準は、現行と同様に、問題の総得点の6割程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすることが適当である。

- ✓ パートごとの合格基準は、全体の合格基準点に対し全科目を受験した受験者の平均得点の比率で按分することにより、合格基準を設けることが適当である。また、全科目に対する合格基準と同様、各パートを構成する科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすることが適当である。
- ✓ 合否の判断については、全パートを受験した場合には、まず全パートの総得点で判断し、結果が不合格だった際には、パートごとに判断することとし、一部のパートのみを受験した場合には、パートごとに合否を判断することが適当である。
- ✓ その上で、パート合格には、受験年の翌々年までを有効期限として設定するべきで、必要に応じて見直しを行うことが適切である。
- ✓ このように合格基準・有効期限を設定することを通じて、国家試験合格者の質が担保されることが考えられる。

<運営面への配慮>

- ✓ パート合格は、令和8年1月実施予定の第 38 回介護福祉士国家試験より導入することが妥当である。導入にあたって、試験センターと引き続き十分な調整を行うことが求められる。

厚生労働省は、これらを踏まえてパート合格導入を進めることにより、▽介護福祉士を目指す受験者をより多く確保することが期待されること、▽学習の継続や受験への意欲の維持に資するものとなることが期待されること、▽教育の課程において3パートそれぞれの位置づけをより明確にしながら教育しやすくなると考えられること、▽介護福祉全体の質をあげることに寄与するとともに、介護福祉士の専門性を次の世代へ継承していくことにつながると考えられること等の効果が期待されるとしています。

動向解説

07

審議会レポート

マイナカードリーダー導入やセキュリティ対策に支援を行う方針

厚生労働省・介護保険部会

厚生労働省は9月19日、「介護情報基盤について」をテーマに社会保障審議会・介護保険部会を開催しました。

当日の資料では、介護情報基盤の整備による効果として、「介護情報基盤を通じた介護情報のデータ共有により、利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関等の関係者が、利用者に関する情報を共有・活用することで、業務の効率化やサービスの質の維持・向上が期待される」と記載。その上で、介護事業所や医療機関において情報の電子的な共有・活用を行うための環境整備が必要となるため、その支援が必要とし、介護事業所が介護情報基盤を活用して介護情報を共有するにあたっては、各事業所において「利用者のマイナンバーカードを読み取る機器」や「各種セキュリティ対策ソフト」等の準備が必要となることから、「介護事業所等に対し、介護情報基盤を活用した業務効率化の実現を推進するために必要な支援を行う」とする方針を示しました。

動向解説

08

ケアマネの本来業務とそれ以外の業務の在り方等を引き続き検討

厚生労働省・ケアマネ検討会

厚生労働省は9月20日に第4回となる「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」を開催、これまでの議論を踏まえてさらに議論すべき論点について整理しました。

当日の資料では、「ケアマネジャーの専門性を更に発揮するために必要な業務の在り方や取組に関する論点」として、▽ケアマネジャーの現在の業務や配置の状況を踏まえた役割分担・連携の在り方、▽ケアマネジャーの本来業務とそれ以外の業務の具体的な考え方、▽本来業務におけるICT化による業務効率化や事務職員との役割分担、▽本来業務以外の業務において、新たな地域資源の創出等についてどう考えるか、「幅広い世代に対するケアマネジャーの人材確保・定着に向けた取組に関する論点」として、▽若年層やミドル層の担い手確保に向けた方策、▽「潜在ケアマネジャー」の復職について、再研修の在り方も含めた方策、▽シニア層にあるケアマネジャーの働きやすい環境の整備についての方策等についてどう考えるか等の新たな論点が示され、今後さらに検討を進めていくこととしています。



衆院選で与党が大敗…乱れる政権運営に介護現場からエビデンスを示すべき

10月27日に執り行われた第50回衆議院議員総選挙は、与党が過半数を大きく割り込む結果となりました。自民党にとって2009年以来の大敗となったこの選挙結果が、介護業界に与える影響は小さくありません。

まず、国会審議は確実に、大きくスピード感を失うことになります。官僚にとっても、自民党と公明党の部会だけを通過すれば良かった法案審査が野党にも気を配らなくてはならなくなり、プロセスは複雑化します。

現状において自民党の石破茂総裁も森山裕幹事長も辞任を否定していることから、おそらくは年明け国会で来年度予算を成立させるまでは現体制が続くことになると考えられますが、国民の政治への不信感もなお残るなかで、継続的に批判にさらされることになり、政権運営の舵取りは困難さを増していくでしょう。

ここで圧力を増してくるのは財務省です。衆院選期間中に財政制度等審議会を開き、予算編成に向けた提言（建議）とりまとめの準備を始めたとされており、政治の混迷を好機としてそうした改革の動きを一層強く踏み込もうとするかもしれません。しかし、石破政権としてもこれ以上の支持率低下は即時の倒閣につながりかねないことから、警戒感を強くすることが見込まれます。

まずは直近、補正予算で予定される介護施設・事業所等への物価高対策をどの程度のボリューム感にするかなど、鞘当てがされることでしょう。

こうした状況を踏まえて、いかに私たち介護関係者がエビデンスを備えた合理的かつ客観性の高い意見を発信できるかが、大いに道を分かつと考えなければなりません。利害関係が複雑に入り混じる状況においては、誰の目にも明らかな事実でなければ受入れられることはありません。私たちの介護現場から、財務省への反論材料となるデータを、政治へ届けていく。そうした視点が、いまこそ必要です。

ぜひ、読者の皆さまからもご意見をお寄せください。

※本号に関連するご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

シムウェルマン株式会社

老人福祉・介護保険事業主席研究員 天野尊明

✉ t-amano@simwelman.com



〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-2 BUREX 麹町 ☎03-5211-2858

<http://www.simwelman.com/>

シムウェルマン